

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2019年10月31日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対 象: 健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内 容: 上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

＜経緯＞

- ・**厚労省のガイドラインへの対応**として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、**2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。**
- ・**当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認**することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2019年度第1四半期分(4～6月の健康診断)の管理状況及び第4四半期分以前のフォローアップ状況を確認。** ⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

2. 2019年度 第1四半期の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果



第1四半期(4～6月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

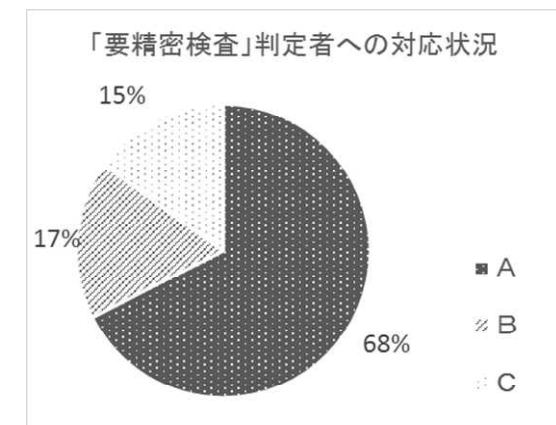
(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 55事業所 (元請事業者数52社)]

- ・期間中の健診受診者数は、合計4,768人で、そのうち、「要精密検査」は全体の9%の412人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の24%の合計1,140人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に68%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると85%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の15%は、次の2019年度第2四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 412人		
対応状況	A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	278人
	B(現在、途中段階)	72人
	C(指導後も未受診)	62人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注) 人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

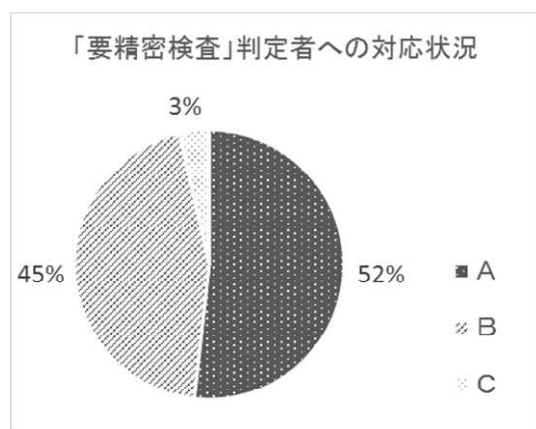
3. 2018年度 第4四半期分以前のフォローアップ状況

第4四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 141人

【第4四半期報告当時】2019年5月

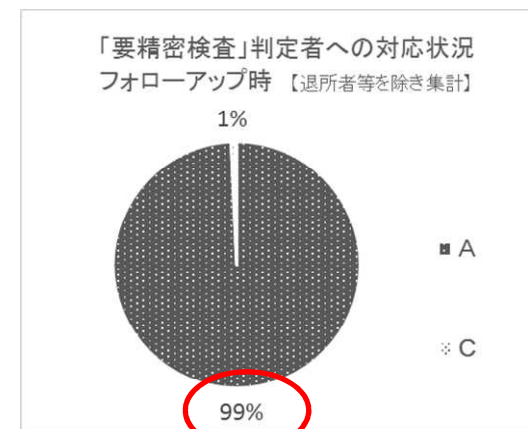
A（精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了）	73人
B（現在、途中段階）	63人
C（指導後も未受診）	5人



【フォローアップ状況報告時】2019年8月

A（精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了）	138人
C（指導後も未受診）	1人

（健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く）



⇒第4四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で99%まで完了**（退所者等は除く集計）。残り1%（1人）も継続して確認していく。

第3四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

（「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている）

⇒健康診断後の退所者を除き、治療や治療継続が実施されていること確認。